

岡山商科大学における研究データ等の保存・開示に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、「岡山商科大学教職員倫理規程」第12条第3項にいう「研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない」ことを行うため、研究活動の成果に係る研究データ等の保存・開示につき必要な事項を定める。

(実験・観察等の研究資料の保存方法)

第2条 研究者は、実験・観察、アンケート、ヒアリング等をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート、整理資料等の形で記録に残さなければならない。

2 実験ノート、整理資料等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つように十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 実験ノート、整理資料等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

(論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究証拠資料の保存方法)

第3条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究証拠資料（文書、数値データ、画像、ヒアリングの録音等）を、後日の利用・検証が可能となるように適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・検証が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意しなければならない。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。

(研究証拠資料の保存期間)

第4条 研究証拠資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情が認められる場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

2 研究証拠資料等のうち試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大のコストがかかるもの（例：生物系試料など）についてはこの限りではない。

3 法令等により保存期間が規定されているものがある場合には、その法令等の定める期間に従うものとする。

4 共同研究等外部から研究証拠資料を受領する場合において、研究証拠資料の保存期間に関する契約若しくは定めがあるときは、契約等で定められた期間に従うものとする。

(研究者の責任、退職時等の取扱い)

第5条 研究証拠資料の保存は、それを生み出した研究者自身が原則として主たる責任を負う。

2 研究室の主宰者である専任教員は、研究室の学生・大学院生、研究員等（以下「学生等」という。）が卒業若しくは修了または転出した場合は、当該学生等が本学における研究活動で作成した研究証拠資料について、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずる責任を負う。

（1）研究証拠資料を第3条に規定する保存方法に準じて保存する。

（2）前号の措置を講じない場合は、研究証拠資料の所在を把握し、追跡可能としておく。

3 学部長は、所属する専任教員の転出や退職に際して、前項に準じて取扱う。

（開示等）

第6条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、最高管理責任者その他の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責任を負う。

（研究データの確認）

第7条 研究データの保存・開示の管理を担当するものとして、学科長をもって充てる。

2 学科長は各学科に所属する研究者に対し、第2条及び第3条に定める方法により研究データが適切に保存されているか、様式1により年1回程度、確認を行うこととする。

（研究分野の特性に応じた対応）

第8条 統括管理責任者は、研究成果の保存方法及び保存期間その他について、第2条から第6条の定めにとらえず、研究分野の特性に応じて別段の定めをすることができる。

（研究証拠資料に含まれる個人情報等の取扱い）

第9条 保存する研究証拠資料に含まれる個人情報等、その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものが含まれる場合は、それらに関する法的規制やガイドラインに従うものとする。

（事務）

第10条 この内規に関する事務は、総務企画課が行う。

（改廃）

第11条 本内規の改廃は、岡山商科大学教職員倫理委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、2016年10月1日から施行する。

この内規は、2021年9月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

研究データの保存・開示にあたっての確認書

岡山商科大学 学長 井尻昭夫 殿

研究者自署

私_____は、「岡山商科大学における研究データ等の
保存・開示に関する内規」第2条及び第3条に定める方法に基づき、
研究データが適切に保存されており、開示が可能であることを確認
しましたので、ご報告をいたします。

このことについて、確認をいたしました。

学科長自署_____